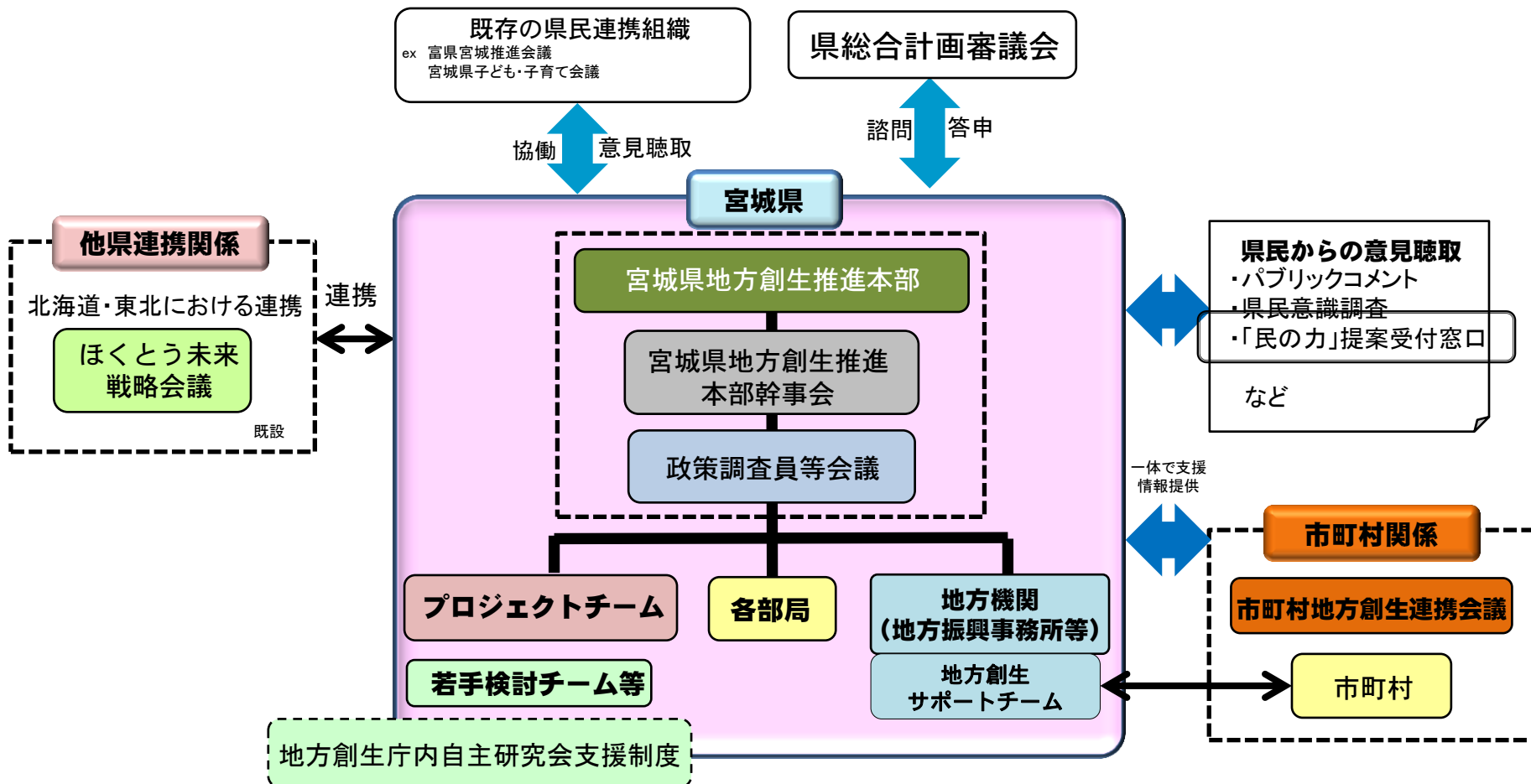


地方創生に関する「民の力」提案 受付制度における取扱

平成27年6月18日

宮城県震災復興・企画部

「地方創生」の推進体制

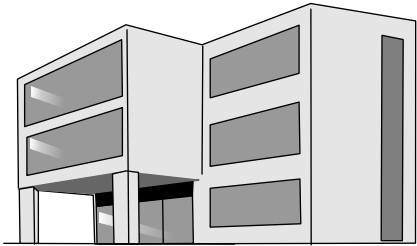


地方創生に関する「民の力」提案受付窓口について※2

受付は
終了しました

「地方創生」を推進するにあたり、民間等からの優れた意見・知見・手法等の提案を取り入れ、
県、市町村の総合戦略への反映を検討

民間企業等



地方創生に資する意見等

- ・自治体に取り組むべき事業案
- ・自らが取り組むプロジェクトの協働への提案 など



一般県民



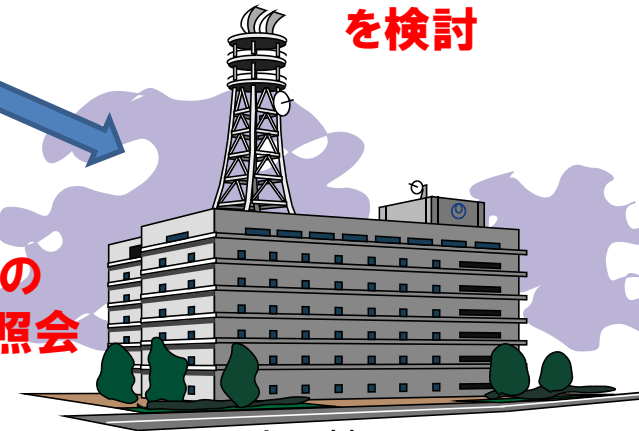
宮城県

優れた提案を
戦略に反映



戦略への反映など
を検討

市町村への
情報提供・照会



市町村

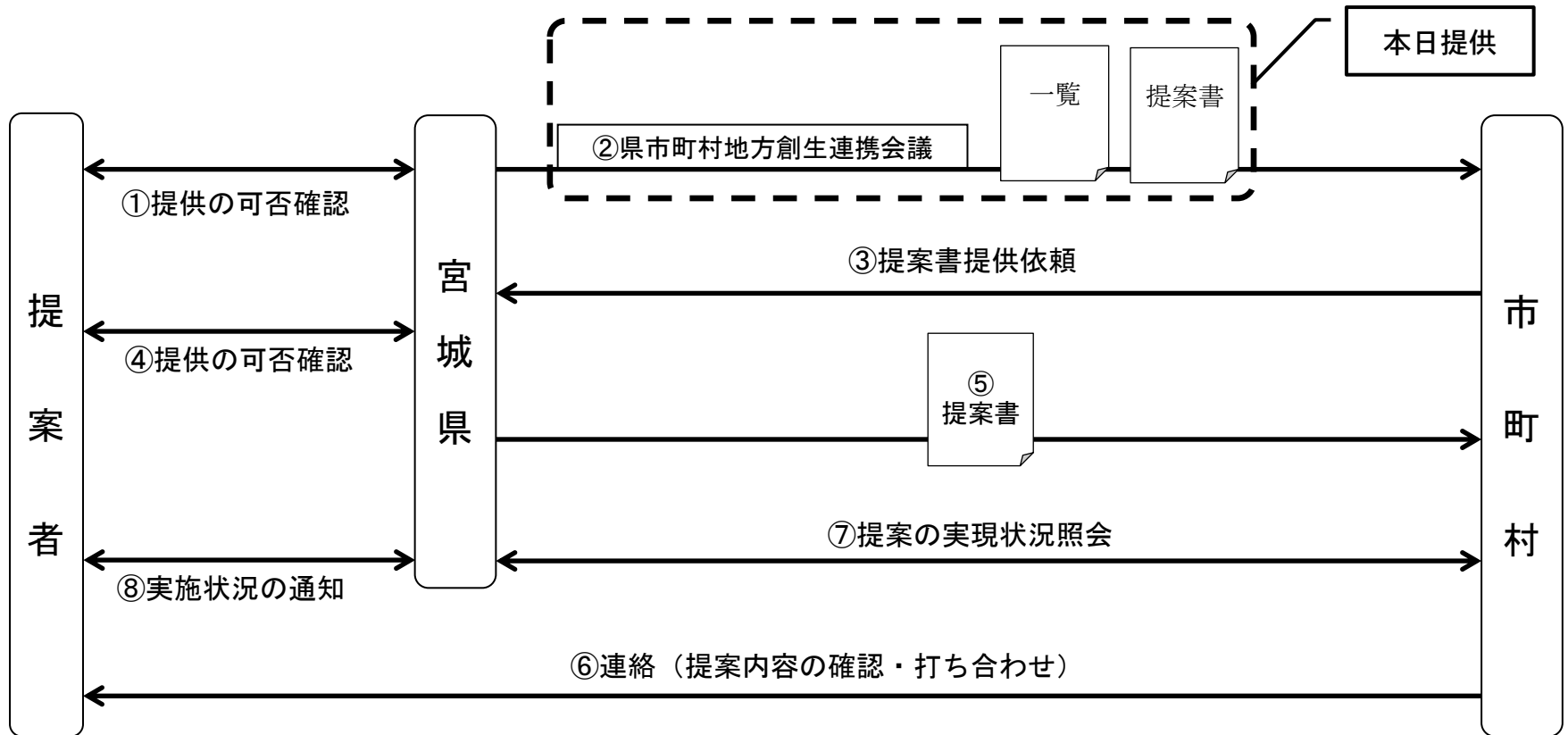
※受け付ける提案

- ・自社または、自社が関係する主体の提供する商品、サービスの提案(営業的なもの)を除く。

・まち・ひと・しごと5原則に沿った提案

- ※5原則 (1) 自立性、(2) 将来性、(3) 地域性、(4) 直接性、(5) 結果重視₃

地方創生に関する「民の力」提案受付制度における取扱



- ◆ 提案内容に関して提案者と意見交換等を行う意向がある場合には、直接連絡していただいてもかまいません。
(連絡先が不明な提案については、県に連絡願います。)
- ◆ 一覧にある提案について情報提供を望む場合は、当方で提案者に確認をとった上で情報提供可とされた場合に限り提供させていただきますので、県震災復興政策課「民の力提案担当」まで連絡願います。
- ◆ 各市町村の地方版総合戦略の策定、来年度の予算が確定した段階で、提供した提案の取扱状況について、照会させていただきます、提案者に対して情報提供いたします。
- ◆ 提供いたします提案書には提案者の個人情報に記載されておりますので、取扱には十分注意願います。